

## 令和5年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度 募集要項

千葉市では、地域経済活性化及び夜間におけるにぎわいの創出のため、令和元年度から千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度を創設し、事業者の皆様が実施する事業を支援しています。

このたび、令和5年度の募集を開始します。皆様からの魅力的な事業のご提案を期待しておりますので、ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

プレントリー期間：令和5年（2023年）4月14日（金）～4月28日（金）

※申請手続き（本申請）に先立ち、プレントリー（事前申請）が必要です。

申請期間：令和5年（2023年）4月14日（金）～5月12日（金）

※千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱（以下「制度要綱」という。）及び令和5年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度募集要項（以下「募集要項」という。）等をよく読み、記載例を参考に、適正な書類提出及び報告等を行ってください。

### 1 募集テーマ

千葉市ならではの夜の定番になりえるコンテンツの創出

### 2 対象事業者

#### (1) 会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社をいう。

#### (2) 一般社団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される社団法人をいう。

#### (3) 一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づいて設立される財団法人をいう。

#### (4) 公益社団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第1号に規定する公益社団法人をいう。

#### (5) 公益財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1項第2号に規定する公益財団法人をいう。

#### (6) 商業団体

商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第5条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号に規定する事業協同組合及び経済事業を行う任意の団体で市長が認める者をいう。

#### (7) NPO法人

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づいて設立される特定非営利活動法人をいう。

#### (8) その他法律に基づいて設立される法人

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、支援対象者に該当しないものとし、支援期間終了までの間に、新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり支援対象者の資格を失うものとし、

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
- (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

### 3 対象事業

千葉市におけるナイトタイムエコノミー推進に資する事業で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業とします。会場とオンラインの参加を組み合わせたハイブリット開催をする場合は、オンラインならでの工夫や取組みを取り入れた事業が望ましい。

- (1) 当該事業に千葉市が共催していないこと。
- (2) 市内外からの誘客が見込める事業であること。
- (3) 千葉市内で行われること。
- (4) 事業の主たる実施時間帯が、日没から日の出までの時間帯であること（日没前からの継続コンテンツを含む。）。
- (5) 新規の事業であること、又は過去に開催したことがある事業にあっては、前回からの改善又は拡充をしていること。
- (6) 当該事業について、千葉市からの補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと、ただし、前年度において新たに本制度の支援を受けた事業（令和4年度支援事業）で、前年度の結果及び市若しくは審議会からの指摘を踏まえた改善又は拡充をしている場合は、支援の対象とする。  
※令和4年度以前に本制度による支援を受けた事業や、市から他の財政的支援を受けたことのある事業の場合は、内容等の異なる別の事業であること。
- (7) 次年度以降は、参加者から徴収する料金又は協賛等にて、事業を継続できる見込みがあること。
- (8) 夜間照明、プロジェクションマッピング、ステージ、屋台又はオープンバーの設置等によって、通常の景観と異なる空間を演出すること又は特徴的な建造物若しくは空間の夜間利用を行うこと。

(例)・屋外でのイベント

- ・図書館、美術館などの文化施設を用いた、夜間ならではの文化イベント（夜の読書会や演劇等）
- ・夜間の各種自然体験ツアー（星空ツアー等）
- ・早朝のアクティビティ（宿泊を誘発できるもの）  
など

- (9) 開催場所等について、施設管理者等と事前協議し、開催可能であるかを確認すること。
- (10) 当該事業の開催により、騒音や混雑等の影響が想定される開催場所周辺の住民や事業者等に、開催内容等を記載したチラシを配布するなどして事前周知をすること。
- (11) 令和5年(2023年)12月31日までに完了する事業であること。ただし、年末年始を活用する等の事業においては、令和6年(2024年)1月31日までに完了するもの。

※次の①～③に掲げるすべての要件に該当する事業を新規の事業として申請した場合、申請要件を満たさないものとして受け付けないことがあります。

- ①令和4年度以前に、本制度による支援(以下「当該支援」という。)を受けた事業者又はその構成員が実施する事業
- ②当該支援を受けた事業と類似するものと市が判断する事業
- ③当該支援を受けた事業を、令和5年度に継続しない場合

#### 4 支援内容

##### (1) 関係者調整

事業実施場所となる公共施設の施設管理者等との調整を支援します。

なお、プレエントリーの段階で、施設管理者等の連絡先が分からず、事前協議がお済みではない場合は、お申し出ください。連絡先をお伝えしますので、まずは施設管理者等と事前協議をしてください。

また、市が支援事業を後援します。

※公園や市の施設等を使用する際、市の後援が必要となる場合がありますので、施設管理者等にご確認ください。

##### (2) 補助金の交付

支援事業に要する経費を補助します。

###### ア 補助対象経費

###### (ア) ソフト事業

- a 音楽・文芸・美術費
- b 舞台費
- c 印刷費
- d 謝金・人件費
- e 宣伝費
- f 記録費
- g 通信費
- h 旅費
- i 交通手段の確保に関わる経費

###### (イ) ハード事業

- a 工事請負費
- b 会場費・演出機材費
- c 感染症拡大防止対策費

###### イ 補助金の額

###### (ア) 補助金の交付申請額

- a 新規の支援事業

補助金の交付申請額は、補助対象経費の2分の1以内の額で、1,000万円を上限とします(千円未満は切り捨て。)。ただし、ソフト事業及びハード事業それぞれの交付申請額の上限は、500万円とします。

b 前年度支援事業（令和4年度支援事業）

補助対象経費の2分の1以内の額で、500万円を上限とします（千円未満は切り捨て。）。ただし、前年度に収益が生じた場合、500万円から収益分を差し引いた額を上限とします。

なお、ソフト事業及びハード事業それぞれの交付申請額の上限はありません。

※収益分とは、前年度の事業報告書（様式第7号の2）に記載の収入総額から支出総額を引いたものをいう。

（例）前年度事業収益150万円の場合

補助対象経費の1/2以内、上限350万円

（イ）補助金の交付決定額

補助金の交付決定額は、予算の範囲内で、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の答申を受けて決定するため、交付申請額どおりにならない場合（事業実施の可否を市からあらためて確認させていただきます。）があります。

（ウ）事前交付

制度要綱第15条の規定に基づき、交付決定額の1/2以内で、1回のみ、事前交付することができます。

（エ）補助金の額の確定

補助金の額の確定は、実績報告書及び必要な調査により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときに、補助金の額を確定します。

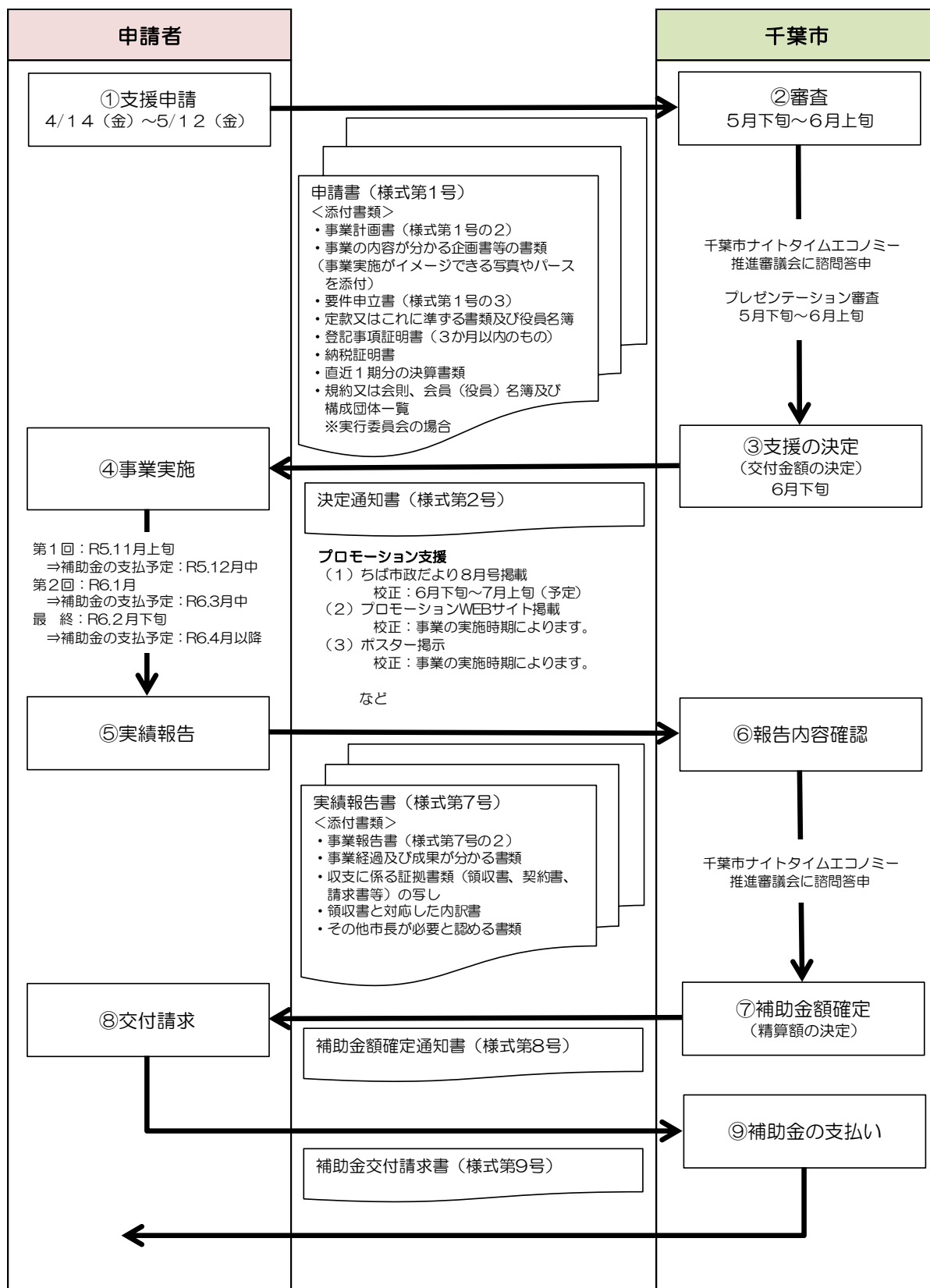
（3）プロモーション支援

支援事業は、市の後援事業となるほか、市の広報媒体等でのプロモーション支援を行うことを予定しています。プロモーション支援に当たり、過去に実施した際の写真やイメージパース等の提出のほか、掲載内容の確認等をお願いすることがありますので、申請の段階でご準備をお願いします。

以下は、プロモーションの例になります。広報の時期や状況により、実施できないこともありますので、ご承知おきください。

（例）プレスリリース、ちば市政だより、市ホームページ（イベントカレンダー）、ナイトタイムエコノミープロモーションWEBサイト、インターネット広告、ラジオ告知（ベイエフエム）、市が管理している施設や掲示板等でのポスター掲示など

## 5 申請の流れ



※支援決定後、事業の変更、中止又は廃止を行う場合【千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱第11条】

提出書類: 事業変更 (中止・廃止) 承認申請書 (様式第4号)

※補助金の事前交付を希望する場合【千葉市ナイトタイムエコノミー支援制度要綱第15条】

条 件: 1回のみ、交付決定額の1/2以内

提出書類: 補助金事前交付請求書 (様式第10号)、決定通知書の写し、資金計画書

## 6 プレエントリー（事前申請）

申請手続き（本申請）に先立ち、プレエントリー（事前申請）が必要です。

### （1）提出書類：1枚

令和5年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度事前申請書

### （2）提出方法・提出先

令和5年（2023年）4月28日（金）までに、メール・FAX・郵送・持参いずれかの方法で、以下の宛先までご提出ください。（持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は締切日に必着。）

《提出先》

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所7階）

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛

TEL：043-245-5359

FAX：043-245-5558

Mail：[ipu@city.chiba.lg.jp](mailto:ipu@city.chiba.lg.jp)

## 7 申請手続き（本申請）

プレエントリーを行った事業者のみ本申請をすることができます。

### （1）提出書類

ア 申請書（様式第1号）

イ 事業計画書（様式第1号の2）

ウ 事業の内容が分かる企画書等の書類

※提出段階で確定していない事項は、「（予定）」と付記してください。

※事業実施がイメージできる写真やパースを添付してください。

エ 要件確認申立書（様式第1号の3）

オ 定款又はこれに準ずる書類及び役員名簿

カ 登記事項証明書（3か月以内のもの）

キ 滞納無証明又は市税完納及び特別徴収に関する証明

ク 直近1期分の決算書類

ケ 規約又は会則、会員（役員）名簿及び構成団体一覧

※実行委員会の場合

※行政手続の効率化・簡略化のため、申請書等への代表者による署名及び押印を省略することができます。その場合は、経済企画課に申請に来た方が、当該法人に所属していることを確認するため、身分証等（国民健康保険被保険者証、年金手帳、当該法人が発行した身分証明書（社員証）等）の提示をお願いします。

### （2）提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所7階）

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛

TEL：043-245-5359

FAX：043-245-5558

Mail：[ipu@city.chiba.lg.jp](mailto:ipu@city.chiba.lg.jp)

### （3）受付期間

令和5年（2023年）4月14日（金）から5月12日（金）までに、提出書類原本の提出をお願いします。

なお、期間中に、提出書類が整わない場合は、審査の対象外となりますので、ご注意ください。(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は締切日に必着。)

## 8 事業者向け説明会

### (1) 開催日時

令和5年4月25日(火) 午後2時から1時間程度

### (2) 開催方法

Zoomによるオンライン開催

当日、以下の市ホームページでミーティングID、パスワード及び招待URLを案内します。

【URL】 <https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kikaku/nighttime/index.html>

## 9 審査

受付期間中に応募のあった事業について、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会にて、審査を行います。補助申請額により審査方法が異なりますので、よくご確認ください。

評価は点数制とし、最も合計点数の高いものから順に支援を決定し、予算上限に達し次第終了になります。

### (1) 審査方法

#### ア 補助申請額100万円以上の事業

応募者ごとに時間を指定し、プレゼンテーション(10分程度)及びヒアリング(15分程度)により審査します。プレゼンテーションに参加できる人数は3人までとし、説明は提出書類を使用してください。(パソコンやプロジェクターは市で準備します。)

プレゼンテーションの詳細は以下のとおりです。

#### (ア) 日時

令和5年(2023年)5月下旬~6月上旬

※具体的な審査日については、別途、市からご連絡します。

#### (イ) 場所

千葉市役所(新庁舎)7階 会議室

※具体的な審査会場については、別途、市からご連絡します。

#### (ウ) その他

応募多数の場合は、事前にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する事業の絞り込みを行います。なお、その場合は、プレゼンテーション時に説明を予定していた事項等を記載した書類の追加提出を求めることがあります。

#### イ 補助申請額100万円未満の事業

提出書類の内容を審査します。

※審議会から要望があった場合、市がヒアリングを行います。

### (2) 審査員

千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会

(3) 審査基準

審査に当たっては、次に掲げる評価項目ごとの評価の着眼点をもとに審査するものとする。

	評価項目	評価の着眼点 (主として評価する内容)	配点
1	企画力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンセプト（魅力的なコンセプトを有しているか。）</li> <li>・ターゲット（ターゲット設定は適切であるか。）</li> <li>・地域性（千葉市のブランド向上に資する提案であるか。開催する場所・地域ならではの魅力を生かす提案であるか。）</li> <li>・魅力的な景観の形成（場や空間の魅力を生かしているか。通常とは異なる景観演出をしているか。）</li> <li>・新奇性（新規性、独創性があるか。）</li> </ul>	25
2	消費につながる仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント内における消費につながる仕組み（イベント参加者の増加や参加者の消費喚起に繋がる工夫をしているか。）</li> <li>・地域事業者等との連携（開催場所周辺の事業者や店舗等へ相互送客やイベントへの出店等、地域事業者との具体的な連携策を有しているか。）</li> <li>・地域への経済波及効果（開催場所周辺の事業者や店舗への好影響を与えられるか。）</li> </ul>	25
3	プロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロモーション内容（ターゲットに訴求する効果的なプロモーション内容及び方法を有しているか。）</li> </ul>	10
4	実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営体制（計画どおり実施可能な体制を有しているか。）</li> <li>・スケジュール（実現可能なスケジュールであるか。）</li> <li>・安全、安心（安全に事業が実施できる環境が整えられているか。）</li> <li>・地域住民等による事業実施への理解（事業実施への理解を得るため、開催場所周辺の住民等への周知を検討しているか。）</li> <li>・類似事業実績</li> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止対策</li> </ul>	15
5	継続及び発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度以降の取組み（次年度以降の具体的な計画を検討しているか。）</li> <li>・運営費の拠出方法（協賛金収入以外の収益源を確保しているか。）</li> <li>・参加者の声を聞く仕組み（事業を継続・改善・拡充するために十分な参加者アンケート方法等を有しているか。）</li> </ul>	15
6	提案全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案全般の魅力についての評価</li> <li>・プレゼンテーションでの対応など</li> </ul>	10
合計			100



#### (4) 結果通知

##### ア 通知日

令和5年(2023年)6月下旬(予定)

具体的な通知日については、別途、市からご連絡します。

##### イ 通知方法

申請者に対して、通知書により通知するとともに、支援決定事業については、プレスリリース及び市ホームページで公表します。

公表にあたって、応募書類の一部を利用する場合がありますので、ご了承ください。

#### 10 実績報告

事業が終了したときは、下記(1)の提出期限までに、(2)の書類の提出により、実績報告をお願いします。千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会において、事業申請時、変更承認申請時又は状況報告時の計画どおりに実施しているか等について審議し、補助金の額を確定します。

例年、期限内に提出されても不備が多く見受けられますので、お早めにご準備をお願いします。

期限までに実績報告が提出されない場合、補助金の支払いはできません。

##### (1) 提出期限

各支援事業の完了日等を勘案し、以下の提出期限のうち、いずれかを市が指定しますので、必ず実績報告をお願いします。

なお、具体的な提出日については、別途、市からご連絡します。

また、上記3(11)ただし書に該当する事業の場合、この限りではありません。事業完了日を勘案し、別途、提出期限をお知らせします。(持参の場合、土、日及び休日を除く午前9時から午後5時まで。郵送の場合は締切日に必着)

ア 第1回：令和5年11月上旬頃 ⇒ 補助金の支払予定時期：令和5年12月中

イ 第2回：令和6年1月下旬頃 ⇒ 補助金の支払予定時期：令和6年3月中

ウ 最終回：令和6年2月下旬頃 ⇒ 補助金の支払予定時期：令和6年4月以降

※補助金の支払予定時期は、あくまでも目安であり、実績報告の審査状況等により、前後します。

##### (2) 提出書類

ア 実績報告書(様式第7号)

イ 事業報告書(様式第7号の2)

ウ 事業経過及び成果が分かる書類

※事業の様子が分かる写真を添付してください。

エ 収支に係る証拠書類(領収書、契約書、請求書、支出明細等)の写し

オ 領収書と対応した内訳書

カ その他市長が必要と認める書類

##### (3) 注意事項

ア 事業の全部を委託することは禁止とする。

なお、事業の一部を委託する場合、申請者が責任を持って、収支を含む事業の細部にわたるまで管理すること。

イ 事業報告書(様式第7号の2)の収支決算に記載した経費と、領収書の金額が一致するように注意すること。

ウ 領収書は、経費内訳の確認ができる請求書などとあわせて提出すること。

なお、収支決算の記載順に並べて提出すること。

エ 領収書は、必ず「宛名（申請者名）」及び「ただし書」が記載されたものを提出すること。また、領収日は、決定通知日以降のものであること。

オ 出演料や日当、謝金等で個人に支払う経費についても領収書が必要であること。

カ 期限内にすべての領収書の提出が難しい場合又は領収書が発行されない場合は、請求書など支払い内容が分かる書類と支出明細（請求書の宛名と支払者が同一であること）の一式を提出すること。

キ 収支予算に対する収支決算を記載すること。予算立てをしていない支出が生じた場合は、制度要綱「別表 補助対象経費」と照らし合わせて、該当する支出項目であることを確認の上、記載すること。

ク 領収書のない又は記載内容に不備のある経費は、補助対象経費から除外し、再計算すること。

ケ ポイントを利用した場合、当該ポイント分を補助対象経費から除外すること。

#### (4) 提出先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所7階）

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛

TEL：043-245-5359

FAX：043-245-5558

Mail：[ipu@city.chiba.lg.jp](mailto:ipu@city.chiba.lg.jp)

#### 11 補助金の支払い

原則として、完了払いとします。補助金額確定通知書が届き次第、補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。補助金額交付請求書に基づき、補助金をお支払します。

<提出先>

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所7階）

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 宛

TEL：043-245-5359

FAX：043-245-5558

Mail：[ipu@city.chiba.lg.jp](mailto:ipu@city.chiba.lg.jp)

#### 12 事業の実施及び事務手続きを円滑に進めるための留意点

(1) 事業の実施及び事務手続きに当たり、本制度の要綱や募集要項、関係法令及び会場の使用条件等の規定を遵守してください。

(2) 音響については、「千葉市における騒音に係る環境基準」の範囲内となるよう努めるとともに、「拡声器放送に対する規制」を遵守してください。

(3) 食品については、徹底した衛生管理を行い、火気（発電機を含む）については、徹底した安全管理を行ってください。

(4) 安全で安心な事業運営のため、会場内を定期的に見回るなど、安全の管理・確保を行ってください。なお、可能な限り警備員を配置するよう努めてください。

(5) チラシやホームページ等に、主催者の電話番号などの連絡先を記載し、各種問い合わせや緊急時に対応できる体制を整えてください。

- (6) 新型コロナウイルス感染症の状況により、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会から、事業の自粛又は延期などを要請等することがあります。この場合、延期等までに要した費用については、補助対象経費として取り扱います。
- (7) 補助金の交付決定に当たり、千葉市ナイトタイムエコノミー推進審議会の答申を受け、市から意見や要望を付す場合があります。その場合、付した意見や要望等に対する対応について、実績報告時に報告する必要があります。
- ※意見や要望等を付した場合、市から内容及びその後の対応等について、お知らせします。
- (8) 支援事業の実施状況の確認又は効果等の把握のため、市が進捗状況の報告を求めたり、調査・ヒアリングを行うことがあります。
- (9) 本制度の広報活動又は支援事業のプロモーション支援のため、写真の提供や報告等を求めることがあります。
- (10) 支援事業の実績報告に当たっては、来場者数等について、ご報告していただく必要がありますので、数値の把握をお願いします。
- (11) 次年度以降の事業継続や、事業の改善・拡充に向け、参加者へのアンケート等を行い、意見聴取や分析を行うことが望ましいです。
- (12) 支援事業の実施に当たり、事故等が生じた場合には、直ちに市に報告してください。  
また、申請時の連絡先に変更が生じた場合においても、直ちに市に報告をお願いします。
- (13) 補助金の交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等について、補助金の交付を受けた年度終了後、**10年間保存**してください。
- (14) 本制度の補助金により取得し、若しくは効用の増加した財産を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (15) 本制度の支援終了後、制度に関することや次年度以降の事業継続等について、ヒアリング又はアンケートを実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

### 13 問い合わせ

千葉市 経済農政局 経済部 経済企画課 経済政策調整班

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号（千葉市役所7階）

TEL：043-245-5359

FAX：043-245-5558

Mail：[ipu@city.chiba.lg.jp](mailto:ipu@city.chiba.lg.jp)

### <参考>

千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援事業

【URL】<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kikaku/nighttime/index.html>

# 令和5年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度事前申請書

令和 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申込者 住 所  
団 体 名  
代表者名  
(連絡先電話番号) (担当名)  
— —  
(連絡先電子メールアドレス)  
@

※記名押印又は本人（代表者）が署名してください。  
ただし、押印又は署名以外の方法により本人（代表者）からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。

令和5年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度に事前申請したいので、次のとおり事前申請します。

## 1 事業名

( 令和4年度に本制度の支援を受けた場合は、左記の  にチェックをお願いします。)

## 2 開催日程

## 3 開催場所

## 4 事業概要

※上記  にチェックを入れた場合は、昨年度からの改善又は拡充を含めて以下にご記載ください。

令和5年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度の事前申請に当たり、「令和5年度千葉市ナイトタイムエコノミー推進支援制度募集要項」の記載内容について、すべて承諾し、厳守することを誓約します。

なお、制約した内容と事実が相違することが判明した場合には、使用する公共施設の施設管理者等との調整支援、プロモーション支援及び補助金の交付等の支援を受けられないこと又は補助金の交付の決定については、全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。